

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 一―アダマンチル  一―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>二〇―五十九（略）</p> <p>六十 一―（四―エチルフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>六十一―百八十六（略）</p> <p>百八十七 二―「（四―ブromo―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェノール及びその塩類</p> <p>百八十八―二百二十（略）</p> <p>二百二十一 メチル（一―フェニルプロパン―二―イル）カルバミン酸一・一―ジメチルエチル及びその塩類</p> <p>二百二十二―二百三十五（略）</p> <p>二百三十六 一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―二―イル（メチル）カルバミン酸一・一―ジ</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九―五十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十九―百八十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百八十五―二百十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二百十八―二百三十一（略）</p> <p>（新設）</p>

メチルエチル及びその塩類  
二百三十七～二百七十  
(略)

二百三十二～二百六十五  
(略)